Ⅱ．位置づけ

１．まちづくりガイドラインの役割

まちづくりガイドラインは、まちづくりを具体的かつ効果的に進めていくために地域全体を捉えてまちづくりを誘導するための「地域全体編」と、より効果的な地域整備を重点的に進めるための「個別地区編」で構成する。

[地域全体編]

基本計画で示した本地域全体に共通する誘導事項について、「**まちづくりの作法**」として示す。これらのまちづくりの作法は地域全体で受け入れられ、実践されていくよう誘導する。※

本地域内において優良な開発を誘導し、良好な都市景観や都市環境の形成を図る。

[個別地区編]

優先整備地区の各地区について、より詳細なまちづくりの方向性を示し、今後、当該地区において具体的な整備計画が策定される際には、上位計画として反映されるよう誘導する。

今後、将来像の実現に向け、関係者とともに、このまちづくりガイドラインに示す実現方策の具体化に取り組む。

また、都市基盤施設については、まちづくりガイドラインに示す方向性に沿って、今後、関係者とも調整しながら、より具体的なあり方、事業手法等について検討を進める。

なお、地域の整備状況等の進捗を踏まえ、必要に応じて地域全体編・個別地区編を改定するなど、開発計画の誘導、進め方に応じて、運用していく。

※本地域における都市開発諸制度等の活用にあたっては、まちづくりガイドラインは上位計画に位置づけられる。
また、本地域内における既決定の地区計画等は、今後、地域全体編に沿うよう見直し改定されるよう誘導する。
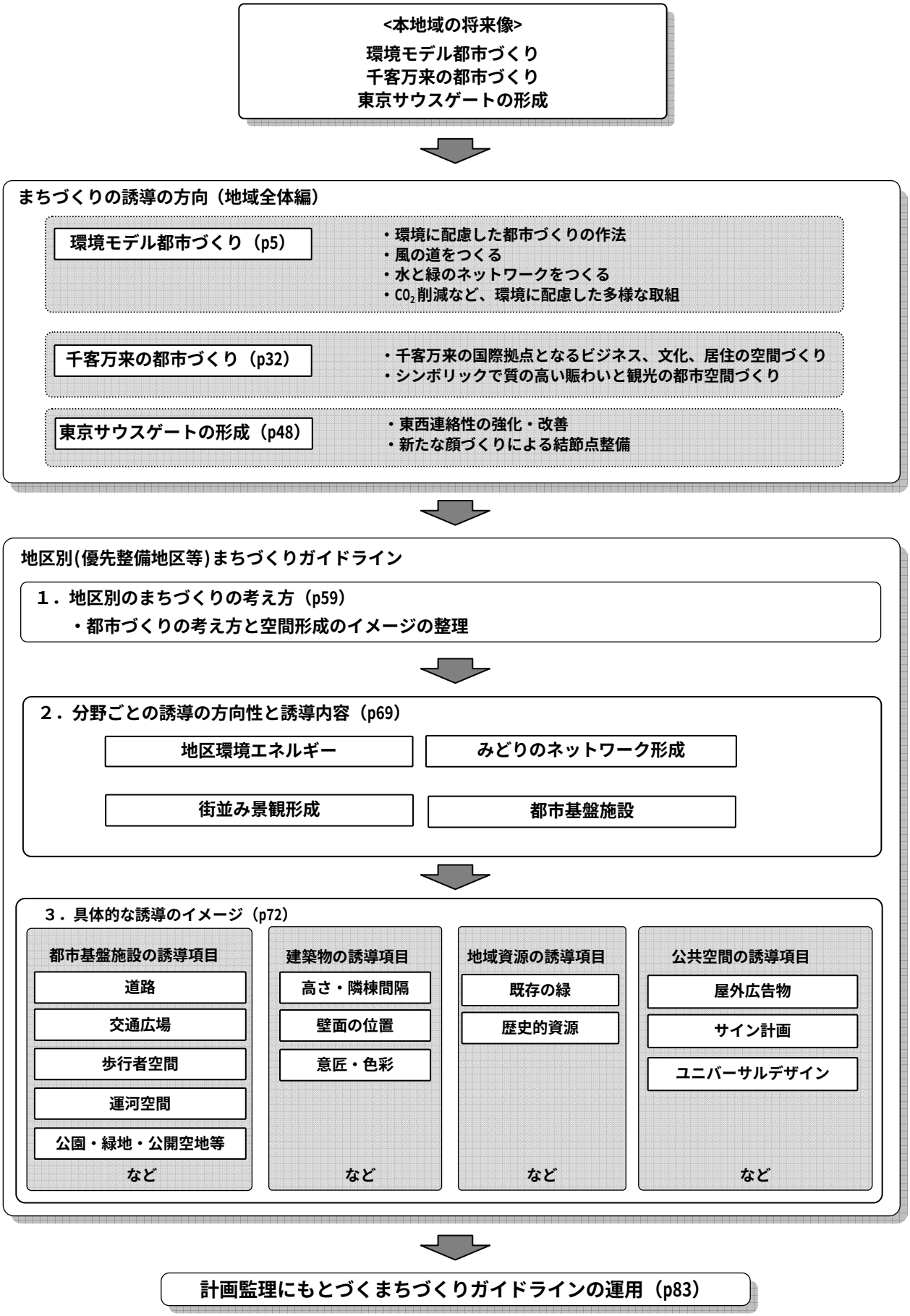
2．まちづくりガイドラインの構成